

論文の内容の要旨

論文題目 近世陰陽道組織の研究

氏名 林 淳

本論文は、近世の土御門家による陰陽師支配を対象にして、その配下の多様な職分と地域的多様性を記述し、分析しようとするものである。以下、論文の内容の要旨を、四点に整理して述べる。

第一に、筆者は、近世陰陽道の歴史的な像を、中世、近代の宗教史の関連のなかで描くよう努めた。近年の古代、中世の陰陽道研究の進展は著しいものがあるが、そうした成果に対応する近世陰陽道の像を、筆者は描こうとした。そのため鎌倉幕府、室町幕府の陰陽道対策との比較を通じて、江戸幕府の陰陽道対策の特徴を考察しようとした。鎌倉幕府、室町幕府は、宮廷陰陽道をそのまま導入し、異変や将軍の病に際して密教僧侶による修法とともに陰陽師に陰陽道祭祀をセットで行わせた。また鎌倉幕府、室町幕府は、陰陽師に日時勘申を行わせ、天変を報告させた。ところが江戸幕府は、土御門家に対して陰陽道祭祀、日時勘申、天文密奏を行わせることはなかった（第二章第二節）。将軍就任に際して、土御門家が私邸において天曹地府祭を行っていたことであるが、これは土御門家の自ら進んで行っていたことであり、江戸幕府はそれを追認していたに過ぎない。巳の日祓い、名越の祓いに際して、土御門家は江戸城に使者を派遣し、撫物を献上したが、これも幕府の黙認のもとで行われていた。では近世において陰陽道は、江戸幕府にとっては無用の長物になりはてたのであろうか。陰陽道祭祀、日時勘申、天文密奏という点で見ると、江戸幕府にとって陰陽道の必要性はさほどなかった。しかし江戸幕府は、陰陽道の家としての土御門家の職掌を利用しようとした。第一に、貞享暦改暦に際して江戸幕府は、改暦作業を渋川春海に任せたが、元来、改暦は朝廷の権限に属していたので、陰陽頭であった土御門家を利用しようとした（第七章第一節）。第二に、天和三年の将軍綱吉朱印状によって江戸幕府が、土御門家に陰陽師支配を許可したことである。さまざまな宗教者、芸能者が土御門家の配下になることによって陰陽師の身分・職分を得ることができるようになった。この点に、陰陽道史における中世から近世への転換点があった。近世の土御門家は、主観的には朝廷、幕府に対して祈祷をもって奉仕していると主張していたが、幕府側にはその意識は希薄であった。他方、近世陰陽道の終焉は、明治三年の天社神道廃止令によってもたらされた。これは、明治国家による諸宗教者廃止の一環として実施されたものである。従来、諸宗教者廃止は、淫祠邪教撲滅を意図していたと説かれてきたが、実際には旧来の

身分にまつわる特権の廃止が第一義的に重要であり、僧侶身分の廃止などとも戸籍制度との関連で理解されるべき事柄であった(第九章第一節)。陰陽師の身分・職分が江戸幕府によって公認された時点で、近世陰陽道は成立し、明治国家が、幕府の公認した陰陽師の身分的特権を廃止したところで、終末を迎えたことになる。近世の陰陽道の歴史的な画期性とは、土御門家が、江戸幕府による許可を得て配下支配を行い、それによって陰陽師の身分・職分が創りだされた点にあった。天和三年の將軍朱印状、それに続く寺社奉行による改めが、近世陰陽道の始点となり、明治三年の天社神道廃止令が、その終着点となった。

第二に、近世陰陽道史の時期区分、段階論について、高埜利彦の説を批判的に検討した。高埜によれば、綸旨、朱印状の出された天和三年と、諸国触れの出された寛政三年が二つの画期的な段階である。天和三年から寛政三年までの間は綸旨の権威によって土御門家が配下支配を実施して、寛政三年以降は、幕府の権威をよって配下支配を拡大した。本論文では、高埜説を継承して、天和三年、寛政三年の画期を認めながらも、筆者は「綸旨の権威から幕府の権威へ」という高埜の説を批判した。天和三年以降、綸旨よりも朱印状が政治的な効力を持ち、寺社奉行が作動するかたちで土御門家の配下支配が開始されたことを筆者は明らかにした(第二章第三節)。寛政三年の触れによって土御門家は藩権力に協力を求めながら、広く地方の配下獲得に邁進し、支配の拡大につとめたことをも、筆者は第八章第一節で論じた。

第三に、土御門家の陰陽師支配を論じるにあたって、筆者は、土御門家の江戸役所の機能に注目し、土御門家と江戸役所の二元的な体制があったことを指摘した。従来、土御門家の配下支配は、一元的に統率された一枚岩的なものと考えられてきた。しかし現実には、貞享元年に江戸役所が設置されて、江戸役所が寺社奉行に行政指導のもので職札を作成し、神事舞太夫と家職争論を闘い、配下獲得に勤めた。寺社奉行により職札を公認され、江戸役所は、職札を配下に付与することによって組織拡大を図ってきた。明和年間に江戸役所は、都市の占い師、易者を取り込むために占考に絞って職札を作り変え、修験、神職などの他系列の宗教者を取り込むために売卜組を設置して、修験、神職の身分のままでも土御門家の免許を受けるように要求した(第三章第二節)。こうした江戸役所の組織改革は、土御門家にも採用されて、それ以降の土御門家全体の配下支配の方針になった。土御門家は、それまでは畿内の歴代組や尾張・備中などの配下に官名・装束の許状を付与していたが、組織的な配下支配には熱心ではなかった。土御門家は、江戸役所の方式を模倣し、寛政三年以降本格的に諸国配下支配に乗り出したというのが実情であった。筆者は、土御門家の配下支配を、土御門家と江戸役所との二元的な体制で営まれたと考えており、本論文でもそのことを強調した。配下支配という点では、江戸役所が先行しており、土御門泰邦の代になるまでは、土御門家は配下支配を地方触頭に委ねていた。寛政三年以降、土御門家は取締出役を派遣して、直支配の配下を増やそうとし、触頭制度では吸引できない天文暦学者などを積極的に取り込もうとした(第五章第二節)。京都の土御門家が配下支配の中心になり、二元的な体制は一元的なものへと変化した。即ち、地方の触頭を媒介にした体制は弱体化していき、土御門家を頂点とする組織に変化したのであった。とくに幕末が近づくにつれて、土御門家の権威は上昇し、土御門家の直門下を希望した人々は、陰陽師としての家職を保証されたかったわけではなく、土御門家の門下であるという標章を欲しがったのである(第八章第一節)。

第四には、土御門家、江戸役所による配下支配の個別事例をとりあげ、関係史料を用いて事例を分析した(第三章、第四章、第五章、第六章)。個々の事例によって配下の陰陽師の活動は多様で、一般化は困難であるが、各事例を検討するにあたっては、筆者は、天和三年・貞享年間と寛政三年の二つの段階を念頭におき、配下の組織の歴史的展開を跡付けた。具体的には三河・尾張の万歳師、相模の神事舞太夫、但馬・丹後の陰陽師、武蔵の陰陽師の指田藤詮、武蔵・相模の神楽師、伊勢・大和の暦師を取り上げて、筆者は、土御門家、あるいは江戸役所の配下に加わることによってネットワークを形成し、他の系列の宗教者と競合しながら活動の場を確保していく経緯を描いた。